

## 教育資金の一括贈与の改正

**Q** : 教育資金の一括贈与の取扱いが一部改正されたそうですが、どのようになったのですか？

**A** : 次のように使いやすくなりました。

### 【解説】

教育資金の一括贈与とは、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合に1,500万円(学校等以外に支払われるものは500万円)までの金額は、贈与税の課税価格に算入しないとするものですが、平成27年度の税制改正では、範囲と要件が次のように改正されました。

- ① 対象となる教育資金の範囲に通学定期代、入学に伴う転居に要する費用、留学先への渡航費が追加されました。この改正は、平成27年4月1日以後に支払われる教育資金について適用されます。
- ② この特例の適用を受けるためには、その支払に係る領収書等を金融機関へ提出しなければならないこととされていましたが、その支払金額が1万円以下(原則として年間12万円が限度)のものについては、領収書の提出に代えて、支払金額、支払先等を記載した書類を提出すればよいこととされました。この改正は、平成28年1月1日以後に提出する書類について適用されます。
- ③ 特例の適用期限が、平成31年3月31日まで延長されました。

